

「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施期間 平成26年6月23日(月)～平成26年7月22日(火)

2. 意見応募状況

応募者数 2人

意見件数 4件

3. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

No.	項目等	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	第3条	<p>協議会に参加しなければ、まちづくりの活動をして市から認められないように読み取られます。</p> <p>これまでどおり、個々の活動にも目を向けられることを希望します。</p>	<p>この条例は、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的としています。</p> <p>市民等が自主的に設立する協議会の役割は、市民活動団体等の円滑かつ効果的な活動に資するためのネットワークの構築と、身近な課題の解決や地域活性化に向けた具体的な活動への取組としております。</p> <p>このことによって、これまでの既存の団体や個々による様々なまちづくり活動がより活性化することを期待するもので、これまでの個々の活動を疎外するものではありません。</p>
2	第4条	<p>協議会を設立した一部の市民等の活動に、他の市民等が努めて参加しなければならないのは、自由権が侵されることになるのではないのでしょうか。</p> <p>それは、条例で決めるべきことではなく、各市民の自由なのではないのでしょうか。</p>	<p>条例で定義する市民等とは、地区で生活する又は活動する市民、市民活動団体、企業等全ての人としています。</p> <p>住民自治によるまちづくりは、市民等の合意に基づいて、地区で生活する皆さんが自主的かつ主体的に課題解決や地域活性化に取り組むものであり、地区で生活する一人ひとりが、その活動に関心を持ち、まちづくりに参加して欲しいという願いを明記するもので、参加を強制するものではありません。</p>

3	第6条	<p>一部の市民が設立した協議会の活動が、他の市民等にとって勤務時間などにあたる場合、その活動に参加できない市民は、まちづくりに意見を持っていても、参加することができないということでしょうか。</p> <p>まちづくりという大切なことを決める協議会が、後発を許さない守られた組織であるならば、設立時の審査だけではなく、その後の活動内容を精査する第3者機関などの構造が必要になると思います。</p>	<p>協議会は、地区で生活する市民等の合意に基づいて運営や活動を行うため、会議や取組を原則公開とするなど、透明性の確保が求められます。また、実際の意思決定には民主的で効率的な方法として意思決定機関の設置が必要となるため、その仕組みや構成員は、各地区で十分協議していただきたいと考えています。</p> <p>また、日常生活の中で、協議会の活動に参加することが難しい方もいらっしゃると思いますので、提案や意見等を行うなど可能な範囲で参加していただけることを期待しています。</p> <p>なお、協議会の運営や活動に対するチェック機能は、外部評価、内部評価等適切な評価の仕組みづくり・基準づくりを進めてまいります。</p>
下関市パブリックコメント実施要綱第7条第2項に該当する意見	<p>良い所 老人会、婦人会、子供会が活動しています。(運動会、盆おどり) 立派な会館もあります。公園はいつも掃除されてきれいです。</p> <p>ダメな所 役員(上の方)が変わらないため(マンネリ)新しい良いアイデアが通らない。</p> <p>会場のメンテナンスが行き届いていない(道具の買替、備品等)</p> <p>借りる部屋代金が高い。</p> <p>町民館内に分りやすく部屋代金を提示して欲しい。</p> <p>役員の方も高齢になり参加が難しくなっている。</p> <p>良き下関市民になりたいので、よろしく願いいたします。</p>		

下関市パブリックコメント実施要綱(一部抜粋)

(提出された意見の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、実施対象について最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、前条の規定に基づき市民から提出された意見及びこれに対する市の考え方を公表するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 賛否の結論のみを示した意見
- (2) 内容が実施対象の内容に合致しない意見
- (3) 前条に規定する意見提出の定め違反して提出された意見
- (4) 下関市情報公開条例(平成17年条例第16号)第6条第1項に掲げる情報に該当する意見(前条第4項に規定する場合を除く。)

3 前項の公表に当たっては、意見の提出者への個別の回答は行わないものとし、提出された意見が多い場合には、類似の意見及びこれに対する市の考え方をまとめて公表することができるものとする。

4 第2項に規定する公表の方法については、第5条第1項の規定を準用する。(一覧の作成及び公表)